

議案第 39 号

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に
関する条例の一部を改正する条例について

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に関する条例
の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求
める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地整理事業の施行に関する条例(平成18年橋本市条例第194号)の一部を次のよう
に改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第24条 第21条の規定による清算徴収金又は清算交付金については、次に掲げるとごろにより分割徴収又は分割交付することができる。この場合に付すべき利子は、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付すべきものとし、その利率は法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率とする。 略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第24条 第21条の規定による清算徴収金又は清算交付金については、次に掲げるとごろにより分割徴収又は分割交付することができる。この場合に付すべき利子は、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付すべきものとし、その利率は年6パーセントとする。
2~7 略	2~7 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。